

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 法務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聽取いたします。高橋法務大臣。

○国務大臣(高橋等君) 法務省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明申し上げます。

この法律案の改正点の第一は、法務省における定員規模の適正化をはかるため、法務省の職員の定員を改めようとする点であります。

法務省におきましては、法務省設置法第十三条の十七において、その職員の定員が定められておりますのであります。今回の改正は、これを、法務本省について九十八人増加しようとするものであります。右の人員は、すべて法務省における業務の運営の適正化をはかるための新規増員であります。なお、この増員は、法務局及び地方法務局における登記事務の増加に対処し、並びに少年院を新設するため真に必要やむを得ないものであります。

改正点の第二は、鈴蘭台学園の名称及びその位置を変更するとともに、青森県東津軽郡平内町及び帶広市に少年院を新設しようとするものであります。まず、鈴蘭台学園の施設は、その老朽の度がはなはだしいのみならず、同学園の構内には公道が縦貫しており、さらに周辺地域一帯が近年住宅地として急速に開発されている等の事情にからがみ、現在おいては少年院の所在地として不適当な環境となつてまいったのであります。そこで、政府といたしましては、早急に同学園の施設を他に新設すべく鋭意努力いたしました結果、兵庫県加古川市所在の国有地の一部を新施設の敷地とし、近く少年院を開設し得る運びとなりました。

で、同学園の位置を右加古川市に変更するとともにその名称を播磨少年院と改めようとするものであります。次に、少年院における教化活動を充実強化して、非行少年に対する矯正教育を有効適切ならめるため、少年院を増設する必要があると認められますので、青森県東津軽郡平内町及び帶広市に新たに青森少年院及び帶広少年院を設けようとするものであります。

最後に、法務省設置法の別表の整理についてであります。村を町とする処分に伴い、法務局及び地方法務局の名称・位置及び管轄区域を定めている同法の別表三について整理の必要が生じましたので、所要の整理を行なおうとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

○委員長(柴田栄君) 次に、國の防衛に関する調査を議題といたします。

○伊藤顯道君 新聞の報道によると、去る二日の日に、米軍の三沢基地近くで、航空自衛隊のF104Jが標的を誤認して誤射したという事件がございました。もう日もだいぶたっておりますので、この真相をありのまま詳細具体的にまず御報告いただき、その報告に基づいて若干質問をいたしたいと思います。

○伊藤顯道君 新聞の報道によると、去る二日の日に、米軍の三沢基地近くで、航空自衛隊のF104Jが標的を誤認して誤射したという事件がございました。もう日もだいぶたっておりますので、この真相をありのまま詳細具体的にまず御報告いたします。

○政府委員(高橋清一郎君) 三沢射場の誤射事件につきまして御報告申し上げたいと存じます。

二月二日の十時三十分ごろであります。青森

県三沢射場におきまして空対地の射撃訓練中の航空自衛隊第二航空団所属F104二機編隊の二番機、操縦士は板垣肇二等空尉であります。この二番機は、三沢射場南約二キロの高瀬川放水路五台を標的と誤認いたしまして、その付近を誤って射撃いたしましたよろくな次第でございます。人員、物件につきましては幸いにいたしまして被害はございませんでした。

なお、本件は操縦士の過失によるものでございまして、まことに遺憾にたえません。深くおわび申しあげる次第でございます。なお、詳細につきましては政府委員より説明させます。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、國の防衛に関する調査を議題といたします。

○伊藤顯道君 ただいまの事故の概要についてお聞きいたします。

○委員長(柴田栄君) ただいまの事故の概要についてお聞きいたします。

○政府委員(島田豊君) ただいまの事故の概要につきましては、政務次官から御説明いたしたとおりでございますが、細部につきまして若干補足しておきます。まことに遺憾にたえません。深くおわび申しあげる次第でございます。なお、詳細につきましては政府委員より説明させます。

○政府委員(島田豊君) ただいまの事故の概要につきましては、政務次官から御説明いたしたとおりでございますが、細部につきまして若干補足しておきます。まことに遺憾にたえません。深くおわび申しあげる次第でございます。

○伊藤顯道君 御説明によつて概要がわかつたわけですが、政務次官の、また相次いでの御説明でも、これは操縦士の過失だといふうに簡単に片づけておるわけです。私はそうじやないと思うのです。そういうことについては、順次順を追うてお尋ねしたいと思いますが、そこで、あまり問題がなかつた、損害はなかつたといふことだけれども、このことについても大いに異論があるわけであります。なるほど生命、身体、そして民家の財産等には支障なかつたのでありますようけれども、その人心に与えた不安といふ精神上の不安といふものにはぬぐらべくもないと思うのです。精神上のものについては、問題にしないといえど話は別です。なるほど生命、身体、そして民家の財産等には支障なかつたのでありますようけれども、その人心に与えた不安といふ精神上の不安といふものにはぬぐらべくもないと思うのです。精神上のものについては、問題にしないといえど話は別です。なるほど生命、身体、そして民家の財産等には支障なかつたのでありますようけれども、その人心に与えた不安といふ精神上の不安といふものにはぬぐらべくもない。こういう問題については、大いに問題がある。しかも民生安定といふことを高らかに標榜しておる防衛省が、そういう民生の安定といふ点からだけ考えても、精神上の不安はぬぐらべくもない。こういう問題については、順を追うてお尋ねするわけですが、まずお伺いしたいのは、F104Jに搭載しておるいわゆる機関砲ですね、これは具体的にはどういう口径とか、威力ですね、こういうものについてまず第一番御説明いたさうございます。

○政府委員(島田豊君) F104に搭載しております機銃は二十ミリ機銃でございます。当日使用いたしましたたまは訓練弾でございます。当日は二百発搭載しております。性能といたしましては

示唆となりまして、こうもしなければならぬ

うした場合にあらもしなければならぬというよう

な、こまかい配慮を伴う場面が、まず検討を要す

る

面が大いに出たと、はつきり正直に申し上げた

ほうがよからうと思うのであります。そうした場

合におきまして考えた場合、まことに遺憾なこと

であり、誤認といふことで片づける意味ではござ

いませんけれども、今後正姿勢をもまして、こ

うした事故が二度と出ませんように、シビリアン

はもちろん政府内等々におきましても密接な連絡

をとり、指導そのよろしきを得たいと覺悟をいた

しておる次第でございます。

○伊藤謹道君 最初の御説明では、政務次官等に

も繰り返しお伺いしておるよう、これはパイ

ロットの過失であると言いつておるわけです。

何らこういう悪条件下に無理強行したという

ことについての反省は、一言もなかつたわけです。

重ねてお伺いしているうちに、今後十分この点は

検討をしたいと、やや遺憾の意を表している。こ

れは最初お伺いしたように、真相ありのまま御報

告いただきたいということをお願いしたわけで

す。あやまちを二度繰り返してはいかぬという立

場からお伺いしているわけです。そういう点から

いうと、はなはだ遺憾だと思う。私ども少しうそと

が考えて、先ほど來說明しておる一秒間狂そば

六百メートルも、地上ではそういう離れた距離に

なってしまり、こういう情勢の中で、しかも南北

には非常に距離が短い。ふだんは長い東西でやっ

ている。当日は天候が悪い上に、しかも距離が短

い。南北の距離を南から北へ、しかも一直線上に

ブルドーザーが、同じ黄色い色をしておった。ブ

ルドーザーも標的も黄色かつた。これは間違うの

がむしろ当然ではなかろうかとさえ考えられる。

一面ですよ。一面過失もあつたでしょうけれども、

誤認だから確かに過失ではあつたでしょうけれど

も、ただ過失だけで片づけられる問題ではなかっ

う。こういう点で真相をお伺いしているわけで

す。したがつて、ありのまま御報告いただかな

い、お答えいただかない、この問題は解決しな

いと思うのです。

○政府委員(島田栄君) 今後の対策につきましては、ただいま政務次官からお話をありましたが、

かねてこういう飛行教育集団司令官に対しまして、

とにつきましては厳重に注意をいたしておるとこ

ろでございますけれども、この事故にかんがみま

して、標的の誤認防止という点につきましては、

特に射場外の偵察を慎重に綿密に実施いたしま

して、標的、あるいは標的にまぎらわしい物件の

状況につきましては、事前にパイロットに十分な

説明をする。また、射撃にあたりましては、標的

及び標的間の境界線、射場の境界線の確認を慎重

に行なうということ、それから射場の状況、たと

えば地表の状況等を十分考慮いたしまして、訓練につき

ましても無理のない訓練を実施するということ、

それから射場の使用統制権者と十分密接に連絡い

たしまして、射場の統制を厳正に実施する。たと

えば非常に悪天候の場合には、その射撃訓練を中

止する。こういうようなことで、今後の事故防止

対策をはかるよう指示をいたしておるのでござ

ります。

○委員長(柴田栄君) わよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(柴田栄君) それでは速記を起こしてください。

○委員長(柴田栄君) それではまだいま質疑の途中でございますが、この際一時中断いたします。

○委員長(柴田栄君) 通商産業省設置法の一項を改正する法律案を議題として、提案理由の説明を聴取いたします。櫻内通商産業大臣。

○国務大臣(櫻内義雄君) お許しを得まして御説明を申し上げます。

お手元に資料を差し上げましたが、通商産業省

設置法の一部を改正する法律案について、その趣

旨及び提案の理由を御説明申し上げます。

局において、各般にわたる輸出振興関係の事務、

低開発国に対する経済協力関係の事務、近来とみ

に交渉の深まつたガット、OECD等国際機関関

係の事務、各種通商協定、貿易取りきめ等二国間

交渉関係の事務、輸入自由化関係の事務などときわ

めて広範囲にわたる事務を銳意実行しつつありま

すが、近時その事務量の著しい増大を見るに至つ

ております。のみならず、その多くは対外経済交

渉を伴う關係上高度の判断を要するものであるた

め、一人の局長をもつてしてはとうていこれに対

応する輸出の振興とこれに密接に関連する経済協力と

を一体として強力に推進するものとして貿易振興

局を新設したいと考える次第であります。

なお、貿易振興局の設置に際しましては、機構

の膨張抑制の見地から、現在の通商局の輸出振興

部はこれを廢止することといたしております。

改正の第二点は、定員百三十九名の増加であります。

定員につきましては、その新規増加は敵にこれ

を抑制するとの方針で臨んでおりますことは申す

までもありませんが、今回の定員改正は、特許庁

の審査審判事務の促進、試験研究所の機能の充実

等真にやむを得ない事項について最小限度の増員

を行なおうとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要

であります。改正点はいずれも焦眉の急となつ

ている事項でありますので、何とぞ慎重御審議の

上、御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合

により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) 次に、経済企画庁設置法の第一項を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。高橋経済企画庁長官。

二は、国民生活向上対策審議会を改組することと

あります。以下その内容の概略を御説明申し上げ

ます。

まず、国民生活局の設置について申し上げま

す。

この法律案におけるおもな改正点の第一は、經

済企画庁に、新たに国民生活局を設けること、第

二は、経済企画庁の職員の定員を改めることと

あります。

第三は、経済企画庁の職員の定員を改めることと

あります。

第三は、経済企画庁の職員の定員を改めることと

あります。

第三は、経済企画庁の職員の定員を改めることと

あります。

第三は、経済企画庁の職員の定員を改めることと

あります。

第三は、絏済企画庁の職員の定員を改めることと

あります。

そのため、第一に、将来の合理的な国民生活の水準と構造を究明し、その実現のため、経済諸資源が適正に配分されるよう、各種の施策が果たすべき役割りと位置づけを行ない、総合的、計画的観点から施策の推進をはかつていくことが必要であります。

申の消費者行政評議会の構想等を考慮し、その性格にふさわしいものといたしたものであります。

次に、定員の改正について申し上げま

（略）に御詫問いたしました。日常生活の諸面に伴いまして、経済企画庁の審議官一人を減らし、その定員を同局に振りかえるとともに、関係事務

の充実を助けるため、十一人の定員増加をいたしたいと考えている次第であります。

予定しております。これを外務省の定員に振りかえることいたしております。

以上のほか、国民経済計算審議会の存続期限が本年三月三十一日で満了することになつておりますと、同審議会を上に半ば継承しての運営につ

すので、同審議会廃止は今後閣僚令文の整正をしておきます。

ます。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○委員長(柴田栄君) では中断をいたしておりま
する国の防衛に関する調査を議題といたし、伊藤

○伊藤頭道君　この航空自衛隊保有の陸上の射爆
君の御質疑を続けていただきます。

場について調べてみますと、北海道千歳の近くに島松という射撃場があるだけなんですね。ほかにはない。その島松も非常に狭い。そして冬になると

と雪が降つて使えない射爆場なんです。そこで、北海道からわざわざ三沢とか水戸、こういう米軍

の射爆場を借りて訓練をしておるというのが実情であらうと思うのです。そういう結果、どうして

も無理が生ずる、無理が生ずるということは、結果論からいと、人命軽視といふことになるわけですね。そういうことにならうと思うのですが、

○政府委員(島田豊君) 現在空対地の射撃に使用
この点はいかがですか。

しておりますところの射場は御指摘のとおり、島松の射場、それから米軍が管理しておりますとこ

いろいろなことが原因でござりますならば、一応この際天候不良時におきましては射撃を中止するということを部内でまとめた次第でございます。したがつましても、またもう一つは、射場の内外の状況にいたしまして事前に操縦士にこまかいところまで徹底さすという熱意をとろうという仕組みをとりましたような次第であります。

○中村順造君 関連質問しますが、私は戦力を持つておる自衛隊を否定しておる社会党の立場ですかね、よくわからないんですが、先ほど来の質疑応答を聞いておりますと、何か日本の空対地の演習場は一ヵ所だというようなお話を、あとはアメリカのを借りてやつておる。しかもこれは射爆場ですが、もちろん日本の土地を貸しておるわけですが、アメリカの場合には、これもわれわれは否定しておるんですが、日本で演習してもまたアジアの情勢によっては日本以外の土地に行つたしね、しかし、日本の場合はそういうことを考へる必要があります。自衛隊といふからには、もちろん憲法の定めるところによつて外国の領土を攻撃するようなことは考えられないわけですね。そのF104といふのは優秀な戦闘機ですが、これは一体航空自衛隊といふのは日本の至るところにあります、地上を攻撃するということが想定されるんですか。それから考へていくと、なるほどいま日本の射爆場といふのは北海道の千歳の近くに一ヵ所だということですが、あまり必要がないからそういうことで一ヵ所しかない。あと必要があれば、アメリカが使っておるのを借りて使う。こういうことから判断しますと、日本の飛行機が地上攻撃をしなければならぬという想定がないからそういうことでございまして、私教育局長といつましてもややその所管事項からはずれておるような感じがいたしますが、訓練の

状況につきましては、航空機は本来防空を任務といたしておりますけれども、やはり地上戦闘においておられますけれども、それを航空の面から支援をするということを部内でまとめた次第でござります。したがつましても、それを航空の面から支援をするといふことですので、したがいまして、空対空の演習のみならず、こういう空対地の演習訓練も必要とされておるということであります。

○中村順造君 教育局長じやちょっと答弁しくいとおっしゃるから、どなたか答弁のできる人を出してください。

○政府委員(麻生茂君) 航空自衛隊の戦闘機についての任務であらうと思うのでありますが、航空自衛隊の戦闘機の任務が防空戦闘に当たるというのが主たる任務であることは御承知であると思うのですが、それ以外に付隨的に、万一敵の上陸が日本の本土に行なわれたといふ場合において、陸上自衛隊がこれを国外に撃退するために戦闘するわけではありますが、その陸上自衛隊の戦闘に航空自衛隊が支援協力をして地上射撃をやるあるいは爆撃を行なうということは、これは考へられるわけでござります。そのための訓練をやる、こういうわけであります。

○中村順造君 いまの説明だと何か日本の本土に敵前上陸がなされると――ブルドーザーかよく戦車に似てるかもしませんが、戦車で日本の本土に一大戦車集団が敵前上陸をしたという場合を想定するから飛行機の演習をさせる、こういうことですか。

○政府委員(麻生茂君) そういう考へ方に立脚しておるわけです。

○中村順造君 ほどの国が敵前上陸するのですか、日本に。

○政府委員(麻生茂君) われわれはどこの国を仮想敵国であるということを具体的にはきめておりませんけれども、万一いかなる事態が生じた場合におきましても、国土の安全といふものをはからなくちやならないという考え方方に立脚をいたしました。

○政府委員(島田豊君) ただいまの御質問は、非

うのがあつたわけですが、これをほほこらいう時期にはこういうことが想定されるということでおこなっておられますけれども、やはり地上戦闘においておられますけれども、それを航空の面から支援をするといふことですので、したがいまして、空対空の演習のみならず、こういう空対地の演習訓練も必要とされておるということであります。これが考へられますので、したがいまして、空対空の演習のみならず、こういう空対地の演習訓練も必要とされておるということであります。

○中村順造君 教育局長じやちょっと答弁しくいとおっしゃるから、どなたか答弁のできる人を出してください。

○政府委員(麻生茂君) 航空自衛隊の戦闘機についての任務であらうと思うのでありますが、航空自衛隊の戦闘機の任務が防空戦闘に当たるというのが主たる任務であることは御承知であると思うのですが、それ以外に付隨的に、

○中村順造君 いまの説明だと何か日本の本土に敵前上陸がなされると――ブルドーザーかよく戦車に似てるかもしませんが、戦車で日本の本土に一大戦車集団が敵前上陸をしたという場合を想定するから飛行機の演習をさせる、こういうことですか。

○政府委員(麻生茂君) そういう考へ方に立脚しておるわけです。

○中村順造君 ほどの国が敵前上陸するのですか、日本に。

○政府委員(麻生茂君) われわれはどこの国を仮想敵国であるということを具体的にはきめておりませんけれども、万一いかなる事態が生じた場合におきましても、国土の安全といふものをはからなくちやならないという考え方方に立脚をいたしました。

○政府委員(島田豊君) ただいまの御質問は、常に防衛に関する基本的な問題でございまして、私教育局長といつましてもややその所管事項からはずれておるような感じがいたしますが、訓練の

ことは一般論として考へられておつたわけです。それなら納得できます。たとえばその仮想いわゆる想定の上に立つたことなんだが、いま私どもはかりに百歩譲つて了承できるとして、いわゆるF104ジェット戦闘機はいわゆるいま前段に読まれた空対空いわゆる空襲に備えるあるいは原子爆弾を積んだ飛行機がきたときに要撃をする、こういいう場合の想定には納得できることも、あるいは潜水艦で攻撃される、これは近代戦として特にいろいろな国の潜水艦がいつ日本に近寄つて日本を遠くから攻撃する場合も考へられる、今日の潜水艦の能力では、そういうものをあらは飛行機によって攻撃をする、こういうことは考へられるわけでござります。そのための訓練をやる、こういうわけであります。

○中村順造君 いまの説明だと何か日本の本土に敵前上陸がなされると――ブルドーザーかよく戦車に似てるかもしませんが、戦車で日本の本土に一大戦車集団が敵前上陸をしたという場合を想定するから飛行機の演習をさせる、こういうことですか。

○政府委員(麻生茂君) そういう考へ方に立脚しておるわけです。

○中村順造君 ほどの国が敵前上陸するのですか、日本に。

○政府委員(麻生茂君) われわれはどこの国を仮想敵国であるということを具体的にはきめておりませんけれども、万一いかなる事態が生じた場合におきましても、国土の安全といふものをはからなくちやならないという考え方方に立脚をいたしました。

○政府委員(島田豊君) ただいまの御質問は、常に防衛に関する基本的な問題でございまして、私教育局長といつましてもややその所管事項からはずれておるような感じがいたしますが、訓練の

○政府委員(高橋清一郎君) お詫び申す。もつともこの面
であると同時に、実際にやつておられることが、
伊藤委員が指摘されたようにこれは無理ですよ。
無理などころにあらまちが出てくる、こういふ結
論にならざるを得ないと思うのですが、次官、ど
うですか。それだけ私は次官のお答えを聞いても
うけつけます。

○政府委員(高橋清一郎君) 様言ごもつともの面
多々あらうと思ひますが、しかし、本
来自衛隊の任務といたしまするものについては、
先生御承知のとおりであります。先ほども伊藤先
生のお問い合わせ申し上げましたように、
おるのとござります。人命尊重を第一義とし、そ
うして与えられた自衛隊の任務を遂行すると
いう訓練の場があつてはならないといふようなこと
も、日常こまかいところまで配慮を実はいたして
おるのとござります。人命尊重を第一義とし、そ
うして与えられた自衛隊の任務を遂行すると
いう前提のもとに、あらゆる面におきまする侵略
の場合において自衛隊のとるべき任務いかん、そ
の日常訓練いかんということに主眼を置きまし
て、今日までのいろいろな点につきまする検討、
訓練といふものが出来ましておるわけでござい
ます。いろいろ度が過ぎているのじやないか、自
衛隊のやつておる訓練の内容についてはいかんと
いうことにつきましては、いろいろまた御意見見
あると思うのでございまするけれども、私どもと
しては私どもなりの、またいろいろ今日までとつ
てまいりました態度を是といたしまして、自衛隊
隊員に対しましては士氣の高揚をばかり、与えら
れた任務遂行に邁進するようにといふ常日ごろの
説教をいたしておりますよなわけでござります。事
情を御勘案賜わりまして、今日の事故につきま
しては、ぜひひとつ再度申し上げることになります
けれども、あとう限りこうした事故の二度と繰り
返しませんように一そらの配慮をいたしたい、こ
う思うわけでござります。

官の関係だと思ひます。調べてみると、二十四年、同地区の原野とか採草地約三百八十九ヘクタールを接収して米軍の三沢基地の専用の射爆場としたわけですね。そこで、自衛隊が空対地の射爆をやる際には、北海道に一ヵ所、先ほど言つた千歳の近くの島松という射爆場があるけれども、かなり、冬は雪で使えない、こういう実情で三沢とか、水戸、こういうところに逗留をして訓練をする、こういうことが実情でしょ。考えてみると、日本の領土の一部を、日本の自衛隊が米軍にお願いをして、米軍の訓練のあいでおるときだけ使わしてもらつて、こういう現実があるわけですね。そうでしょ。この点について、一体どうも国民感情として割り切れぬ問題がある。日本には防衛の一いか悪いかは、そういう基本問題をいま言つておるのじゃないですよ。そういう仮定に立つて論を進めた場合でも、いい悪いは別問題としてやつた場合では、日本の領土には、日本の航空自衛隊に必要なものは一つしかない。しかし、冬は使えない射爆場、使えない射爆場はないのと同じです。そうでしょ。実質は使えないのだから。冬は雪が降つて使えないということは、もう全然ないということです。米軍に対しては、こういう射爆場を与えている。米軍が使わないときだけ特にお願いをして使わせてもらつていい、こういう現実ですね。これはどうもわれわれには割り切れない問題がある。こういう点について御解説をいただきたい。

いろいろ検討しておるわけであります。たとえば共同使用というような形ではつきりした関係をとりたいということは研究を続けております。
○伊藤頸道君 私は米軍の三沢基地近くにある射撃場、三沢基地を私は現実に行って知つておるわけです。寒情はよく見ておるわけです。そういうところは適当な場所とは考えられないわけです。そういう問題とは離れてみても、いまの論理は成り立つわけです。しかも、なおかつ三沢の射撃場については、先ほど言つたように、超音速のF104Jの空対地射爆訓練としてはきわめて不適切である、こういうふうに断言せざるを得ないわけです。これは人間が機械を使うのですから、絶対にやまちがないということはあり得ないと思うのですね。米軍もそして自衛隊も、後ほどまたお伺いしますが、そういう過去においてやまちを繰り返してきた。あやまちがあることに、今後は極力努力をしてあやまちを二度繰り返さないようにいたします、もう答弁はきまつておるわけです。そのつど必ずそういう御答弁があるわけなんです。今後は繰り返さない。にもかかわらず、こういうあやまちは繰り返し繰り返し行なわれておる、これが現状なんです。したがつて、ここで問題のは、人間が機械を使うのだから、あやまちがないことを切望するわけですから、ときにあやまちがあるでしょう、真にやむを得ない事情で。そういう場合でも、なおかつたとえそれが墜落してもその下にいる国民の生命身体、財産には、特に生命身体には危険がない、こういう地区での訓練が徹底的に必要ではなかろうか。先ほど來の問題と書いて、佐藤内閣は人命尊重を標榜しておる。しながら、その一環の官庁である防衛庁としても人命尊重という基本的態度の上に立つてすべてを計画し進めていかなければならぬ。これは理の当然だと思うのですね。にもかかわらず、一たんあやまちが不幸にしてあると、必ず問題を起こしておる。幸いに人命身体には危険は今回はなかつたであつよう。それはたまたま射撃訓練が不的確であつたから、たまたま生命の脅威は免れたわけです。

あれが的確にブルドーザーに機関砲のたまが一つでも当たつたら、これは問題はさらに大きくなつて思ひうれしかねません。今度の場合は不幸中の幸いとして人命身体には死傷はなかつた。たまたまなかつたといふことであつて、今後ないといふことは期せられぬわけですね。こういう問題をあわせて考えてみたときに、ここに一つの問題点があるのじやなかろうかと考えられるわけです。こういう点はいかがですか。

○政府委員(小野裕君) この種の射撃訓練場といふものが絶対安全な地点に設定でき得ますならば、申しまでもなくつけこなすことござりますが、御承知のように、今日の実情といたしまして、他に適地を求めて移るということは容易なことではありません。そういう意味におきまして、事故の起らぬよう最善を尽くしまして、万全を期しまして、現在のところでやらしていただく以外に方法がない、このように思つております。

○伊藤頸道君 ここに標的を誤認して誤射した板垣二尉の話の一端として報導されたものを見ますと、本人は三沢の米軍射撃場ではこれまで数回訓練を行なつており、標的位置はよく知つておつた。この日は天候が悪かつたので、いつもと違うコース、すなはち西から東でなく、南から北へと、そういうコースをとり、射場に入つたのだけれども、ほんとうに標的だと思ったと、もうそこに一つの誤認という問題が出てきたわけですね。だから過失には違ひないわけです。しかし、いまでも標的だと思つてゐるくらい相当自信を持つてゐるわけですね。結局、過失ではあつたけれども、過失だけとして片づけられぬ問題であるといふことは先ほど來お伺いしてきたわけです。そこまで板垣二尉の航空歴その他の実績は一体どの程度のものか、これを概要だけ御説明いただきたい。

○政府委員(島田豊君) 本人は三十年六月、第一期の航空学生として自衛隊に入つております。今までジェット機によりますところの飛行時間が千五百五十二時間、F-104の飛行時間が二百十一時間、

○伊藤頸道君 ジェット機の航空歴は千五百時間以上ということになると、相当のベテランということが言えると思うんですね、その時間のほうから見ますと。しかも二尉にもなっている。働き盛りという、精銳の一人だということですね。そういうう訓練を受けたパイロットですら、そういうパイロットですからこういう誤認という問題が起こるわけです。しかも、こういう悪条件下に、そういう超音速のF-104Jからの空対地射爆訓練ということになると、これは容易でない問題が今後繰り返されるとと思うのです。たまたまこの目標の誤認によると、誤射という問題は、自衛隊としては初めてではあったでありますよ。けれども、今後もあり得る問題だ。そこで問題は、今後一体防衛庁としてはどういう手を打つのか、こういう問題に帰結で起きると思うんですね。あやまちを二度繰り返さないために、新聞などによる、厳重に注意する。すなはち、防衛庁自体としても、先ほど来一部御説明のあった、いわゆる悪天候下に無理をしない、そういうことをも含めていろいろな施策が早急に検討されておると思う。そういうことに対する今後の対策についての、詳細、具体的なものはまだ出ないでしようが、そういう基本的な考え方をひとつ政務次官からお聞かせいただきたい。

○伊藤顯道君 基本的な心がまえを伺つたわけですか、
すから、詳細については他日に譲りたいと思います。
これらは問題、続いておりますが、根本的な、しかも
おきまする協議会を持ちたいと思います。とりましては、長官ともよくひとつ連絡をとりまし
て、近くそうちした具体的な施策を講ずるという面に
おきましては局長から説明させます。

そこで、最後にこの問題について一点お伺いしますが、水戸の射撃場について地元から強い声で移転問題が出ておることは、防衛庁、よく御存じだと思いますが、ところが、これが三沢の今回問題に関連しまして、こういう問題があると、地元では一そろ移転要求が強くなつておる、こういうことを聞いておるわけです、現実に、ここに手元にあります、水戸対地射撃場返還に關する要請書、茨城県の県会議長が二百万県民を代表して、こういう要請書が現実にあるわけです。これは私が言うまでもなく、過去において事故は三百余件も起きておるわけです。どうとい人命が二十名に及んで犠牲が払われておる。しかも、付近には日本でただ一つの原子力センターをかかえておる非常に危険な地区である。こういう問題が、この三沢基地の問題と関連して、いま茨城県民が、こうやって基地の移転を、強く返還を要請しておるわけです。これが関連がござりますので、この問題についてひとつ防衛庁としてのお考えをこの際お聞きしておきたいと思うんです。過去において三百余件もあやまちがあつて、二十名も人命がそこなわれておる。これは容易ならぬと思う。しかも、いま指摘したように、原子力センターをかかえておる非常に危険地区で、そういうあやまちが繰り返されておる。したがつて、茨城二百万県民があげてこの返還を要求しておる。こういう問題が、三沢のこのあやまちを契機として、いろいろ強まっておるわけです。こういう問題

○政府委員(小野裕君) お話をのように、水戸の射撃場の返還の問題は多年の懸案でござります。私どももいたしましても、何とか解決をいたしたいと考え、米軍ともいろいろ折衝をしてまいつたのですが、米軍といひましたことは、関東あるいはその周辺というか、この関東地区にどうして今まで一つ要るんだ、かわりをつくってくれなければどうにもならない、こりいうようなたてまえでございます。そういうことから、私どももいたしましては、そうした区域内で他に移す場所があるかないかといふことにつきましていろいろ検討を続けてまいり、また、現にいろいろな調査をしておるわけですが、まだ私どもとして、ここは、というような適地をきめて交渉をする、あるいは計画をするという段階までになつていないことは、まことに残念に存じます。

なお、その過程におきまして、先ほど申し上げました、米軍側がかわりの射場がほしいというその条件でございますが、なかなかきつい条件でございまして、まあ一口に言うならば、現在程度ないしは以上の条件のそろった射場がほしいということを条件にしておりますのでありますので、それでははどうてい今日の日本の国土の中で考え方の条件でございますが、なかなかきつい条件でございませんので、そしたら具備条件というものを緩和してらむえないものかどうかということについて、これまた米軍いろいろ下折衝をしておるわけであります、この点につきましても、米軍側ととしてはなかなか譲る気配がございません。結局私ども、かわりになるよう適当な土地の物色と今日の段階といたしましては、米軍に対してさら

申しますが、調査と申しますが、そのほうに力を入れておる、こういう段階であるということを申し上げたいと思います。

○伊藤顯道君　いま一つ関連してですね、これは三十二年以來私は數十回にわたって当内閣委員会でお尋ねしている問題ですね、太田大泉の返還、飛行場返還問題、これもあやまちといふことになると、あるときはジープが落ちてきた、あるときは電気通信機あるときはドラムかん、こういう、そのつどあやまちは繰り返さないということです、太田大泉市民の頭上でそういう投下訓練をやつておる結果、あやまちでこういう三つの大きな事件があつたわけです。この問題をいま詳しく述べる予定もございませんし、また時間もありませんので、現在の経過、今後の見通し、そういうものについて、ごく概要だけを御説明いただきたい。

○政府委員(高橋清一郎君)　過般の本委員会におきまして、先生からおこの問題につきましては御指摘ございました。その後長官、施設庁長官でありますが、よく横の連絡をとりまして、何とかできぬものかといふことでいろいろアメリカに対します折衝等続けてまいつたわけでございます。その見通し、経緯といふことにつきまして申し上げたいと存じます。

この太田大泉飛行場の返還につきましては、アメリカ側といつしましては、どうしても代替施設が提供されない限り返還に応じないということを実は明らかにしておるのでござります。したがいまして、日本側といつしましては、現存の駐留軍または自衛隊の施設を代替地といつしまして使用することの可能性について検討するようアメリカ側に求めたわけでございます、検討することにつきまして……。アメリカ側につきましては、その後的回答でございますが、相馬原演習場などを中心にいたしまして教力所の候補地について具体的に検討したのであるが、いずれも代替地としては適当ではないという申し出を受けたような次第でござります。しかしながら、お話をございましたよろづ、関係の皆さま方の非常な御熱意もござい

ますので、そういう回答を得たからといううですぐあきらめるといふ気持ちがございません。一そうち上昇たよう、三十二年以来、当時の赤城防衛熱意をもちまして今後とも当庁といいたしましては再考慮力を強く要請するという態度をとる次第でございます。

○伊藤顯道君 この問題は、先ほども一点指摘申し上げたように、三十二年以来、当時の赤城防衛長官以下歴代の長官が期日を明確にして返還するということまでこの内閣委員会で私に確約しておるわけです。そういう事情にもかかわらず、いまだに御報告があつた程度に終わつておるわけです。この問題はきょうは予定ではございませんで、ただ関連があつたからお伺いするのですが、近くこの問題はあらためてお尋ね申し上げますから、誠心誠意自信を持つていかに努力したか、具体的にこのような努力をしてきた、こういうことの御答弁ができるようひとつ早急に手を打つていただきて、近くお尋ねする私のお尋ねにお答えいただきたいと思います。

そこで、この問題を終りますが、なお新聞の報道によると、やはり二日の日に埼玉県下の入間川べりで米軍横田基地の所属のT-33のジェット練習機、これが燃えながら落ちてきたと。そして、川原辺に落ちたという、こういう問題があつたわけです。これも先ほども指摘申し上げたように、あやまちは練り返さないということであるのに、なお依然としてこういう問題が続いておるわけですね。そこで、時間の関係もありますから、きょうは詳しくはお伺いいたしませんが、まずその概要を、ひとつ真相をありのままお伝えいただきたい。

○政府委員(高橋清一郎君) 真相を申し上げます。二月二日の十八時三十七分ごろであります。横田基地所属のT-33練習機が西武町大字野田九十九百九十一及び狹山市大字笠井四十七番地付近に墜落いたしました。機体は四散し、塔乗員二名が即死いたしましたものでございます。本事故に

よりまする損害は、目下所管の東京防衛施設局及び入間川防衛施設事務所におきまして調査中でござりますが、現在判明しておりますものは次のとおりでございます。

西武町大字野田八百十三、早川勝太郎所有家屋

一部を破損、その他山林、茶畠等に相当広範囲にわたり被害があるもようございますが、被害程度は軽微でございます。人身に対する被害はございません。

事故発生と同時に東京防衛施設局事業部長であります、及び入間川事務所の所長等を現地に派遣いたしまして、被害者及び関係市町村に対し見舞いをいたさせました。

なお本事故によりまする被害に対しましては、御存じの地位協定十八条によりまして早急に賠償を実施する所存でございます。

○伊藤顯道君 御説明によると、人命に損傷はなかつた、被害も寡少であったと、こういう御説明で、たまたまこれは不幸中の幸いで米兵二名のこういう犠牲で済んだわけですが、やはりそこからといって、たまたまそういう結果であつたのでも、現に事故の中心地から約七百メートル離れた早川さんのお宅にはやはり車輪など家の中に飛び込んど一部損傷しているわけですね。それは、車輪が人間に当たつたらどういう結果になるか。たまたま建物でよかつたわけですね。というよう

に、先ほど来お伺いしておるので多くをお伺いいたしませんけれども、これは何といつても、たまたま生命身体には異常はなかった。物的な被害もごく減少であった、だからいいということは言えないとと思う。やはり先ほど申し上げたように、その地区住民に与えた精神上の不安の念は一掃すべくもないと思うのですね。

そこでお尋ねするわけですが、こういう問題があつたとき、防衛庁としては、米軍のどなたに対して防衛庁のどなたがどういうよろいわゆる申し入れなどを行なうのですか。こういうことの報告を聞いたことがないのですが、こういうことに取つては、今度の問題は、問題にもよりましょ

が、非常に重大な問題の際にはどなたが行くとか、いろいろ程度の差はあっても、今回はどういうことであつたのか、そういうことを後日のためにお聞かせいただきたいと思うのです。

○政府委員(小野裕君) 米軍機の事故等がございました場合の取り扱いでございますが、事故の発生そのものと申しますが、あるいは事故防止の根本的対策というような問題につきましては、これは外務省の御所管でございます。米軍で事故発生を認知した場合には、直ちに外務省に通報する。

外務省から各方面に御報告がございます。また、いろいろと米軍あるいは政府としていろいろな措

置をとるというときには、これまで外務省からの連絡になるわけでございます。

ただ、実際問題といたしまして、こうした事故のあと、補償でございます。賠償でございます。この支払い事務といいますか、それに従いまして、その原因、情報等の調査、こうした仕事は防衛施設庁の担当でございます。で、補償事務が私どもの担当でございますので、私どもも最初から関係するわけでございます。大体、事故そのもののところにつきましては、防衛施設庁の直接の関係ではございませんが、たゞそう申しまして、その始末の問題もございますし、今後のいろいろ改善の問題もござりますので、私どもも勉強はいたしているわけでございます。さらにそうした情報がございまして、これは軍から正式の通報もあり、また、その他警察あるいは私どもの出先あるいは自衛隊、こうした方面で情報をキャッチしましたときに、それを関係方面に連絡があるわけでございます。私どもは、外務省の筋と現地の筋と両方から事情を知るわけでございますが、先ほど申し上げましたように、基本的な筋は外務省でございます。それからこの事故の原因の究明とかあるいは事故の今後の防止の対策というようなことにつきましては、これは当然日米双方でいろいろと検討しなければなりませんので、大きな問題については、合同委員会においてこれを取り上げるわけでございまして、その合同委員会

も、事故防止委員会という下部の機構を持つております。それが日本、しかも各方面的関係者をもつて組織しておつて、重大な事故等につきましては、その原因を追及し、また、今後の対策を検討するというのをその委員会でいたしておるわけ

であります。その委員会にも、私どものほうも関与いたしておりまして、いろいろと米軍側とのいろいろな共同調査的な調査なりまして、その結論が一致したときに合同委員会にこれを提示する。合同委員会として日米両政府においてそれについての措置を合議する、こういうような手順でこうした問題は取り扱っております。

○中村順造君 いまの問題と関連して、二、三委員長にお願いしたい。

先ほど射撃場の返還の要求の交渉をしていましたが、何か聞いておると、ようやくその領土を日本が貸してもらつて居るようだ。本来はこれは日本の領土だ。かわりを要求するとかなんとか、それはいろいろ交渉はされておるでしようが、一体だれが交渉しておるのか、その交渉の当事者をこの委員会に呼んでもらいたいと思う。先ほど伊藤理事事が話されたように、交渉の当事者はだれか、どういうような話をしておるのか、だれがしておるのか、相手方はだれか、それをはつきりしてもらいたい。

それからもう一つは、先ほど私は、いわゆるマッハ二だといふような非常にスピードのある戦闘機で空対地の射撃の演習はやるべきでないという私の考え方だが、施設庁長官は、ますます需要があふえ、それで非常に苦慮しておると、こういふ話だから、まるで私と百八十度反対のことを考えられておられる。だから、それは施設庁長官なり教育局長の管轄か知らぬけれども、これはやはりいろいろ考え方があるんだから——いま聞くと、日本

の国へどつかの国の戦車が敵前上陸して、それを飛行機で防ぐといふような話、そういう考え方と言つたら、そのとおりだと言われるから、戦車が敵前上陸したとき防ぐには、戦車を掘つたり、あるいは砲兵でこれを守ることもできる

し、いろいろな方法があると思うんだ。そこに議論がいろいろあるわけです。それを飛行機で防ぐのか、攻撃するのか、あるいは戦車どうを掘つたり、いわゆるジークフリート線、ああいうような線と、いろいろ作戦的な方法があると思う。ただ施設庁長官とか教育局長だけの範囲でなしに、ここで何も作戦の議論をする必要はないけれども、事故があつたということは無理だから、むしろそれから逆算するとそんな演習までやる必要ないと、う議論になるかもわからぬから、そういう議論のできる対象の人をこの次は本委員会に呼んでもらいたい。大臣じゃわからぬですかね。大臣は何か軍人の上がりらしいけれども、現役の人を呼んでください。

○政府委員(小野裕君) 米軍に対して施設区域を提供する仕事は実は防衛庁、さらにその中で防衛施設庁——私どものほうの所管になつております。ただ、日米双方の交渉關係につきましては、これは申すまでもなく御承知のとおり、地位協定によりまして日米合同委員会の合意を得て提供し、あるいは返還を求めるということになつております。日米合同委員会は外務省のアメリカ局长が日本政府の正式代表、私がその代表代理といふような形になつております。これには関係各省の局長クラスの方が数名、日本政府の代表の代理の形で参加しておられます。この合同委員会が、その最終的な日米折衝をいたしまして、その結果は閣議の御了解を得て決定するわけであります。が、その合同委員会が、この米軍に対して提供している施設の問題を扱う場合に、さらにその下部機構として、施設特別委員会といふものがございまして、これがまた日米双方のまた各關係者が委員になりましたして、折衝をしているわけでありますから、その施設特別委員会は、実は私が日本側の代表者になつております。米側は府中の在日米軍司令部の施設担当の第四部長、あるいはあちらでは参謀副長と言つておりますが、施設担当の参謀副長が、その施設關係の委員会の先方の責任者、この施設特別委員会には、これまで関係各省の方

題をそこで検討をし、決定を得ましたならば、あるいは合意ができないならできないとして、これを合同委員会にあげまして、合同委員会は、たまたま申し上げましたように、日本側の代表は外務省のアメリカ局長でございますが、先方の代表は在日米軍の参謀長で、ござります。この両代表のもとに、関係委員が協議をして、合同委員会の協議を進める、こういう段取りになつております。
○中村順造君 いま説明聞くと、これは大蔵大臣、待つておられるから、私はこれ以上やりませ
んが、言いたいことを言うというのが今度の佐藤総理の考え方だから、アメリカに対しても、いまの話を聞くと、機構的にも実に複雑なんだ
ね。あなたの立場は、ちょうど非常に大事なところだけれども、中間ぐらいの地位なんだ。だからその合同委員会で、強力にそのことを日本国を代表してやるといふならば、もちろん大臣も言うだらうしね。当面その担当がアメリカ局長なら外務省のアメリカ局長を呼んで、「一体だれがどういふ交渉をしているのか、これはいまの水戸の問題なんか重大な問題です。長い間の問題——しかも本院でも衆議院でも、科学技術特別委員会では、返還せよという決議をしているわけなんだ。その院できましたことを、そんな出先の行政機関で、そんなものを無視してかかるところに問題があるのですよ。だから今度は私がいまちょうど聞いたら、アメリカ局長が当面の責任者だと、こういうことだから、アメリカ局長は今度呼んでもらつて、伊藤理事が先ほど次の機会」と言わされたから適当な機会に呼んでもらつて、それから現役の――
いまなぜ飛行機で対戦車の演習をどんどん危険をおかしてやらなければならないかと、ということを解明したいのです。この次、ひとつお願いします。
○委員長(柴田栄君) ほかに御質疑はございません
か。――他に御発言がなければ、本件の調査は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(栗田栄君) 次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明をお聴取いたします。田中大蔵大臣。

○国務大臣(田中角榮君) ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、大蔵省の国有財産局に置かれていた臨時貴金属処理部を廃止すること、銀行局に保険部を設けること、長崎税関に鑑査部を設けること及び定員の規定を改正すること等の諸点について所要の改正を行なおうとするものであります。

まず、第一に、国有財産局の臨時貴金属処理部を廃止することであります。臨時貴金属処理部は、接收貴金属等の処理に関する法律により、昭和三十四年に設置され、接收貴金属等の認定、返還等の事務を行なってきましたが、その後、事務処理は、順調に進んでおりますので、この際、臨時貴金属処理部を廃止しようとするとするものであります。

なお、接收貴金属等に関する事務については、引き続き国有財産局において処理することといたしております。

第二は、銀行局に保険部を設けることであります。最近における保険事業の発展は目ざましいものがあり、これに伴い、保険行政も一段と複雑化してきておりますので、このような事態に対応するため、保険行政機構の一そでの整備充実をはかる必要があります。

第三は、長崎税関に鑑査部を設けることであります。現在、税関の機構は、長崎税関を除き、総務部、監視部、業務部、鑑査部の四部制をとっています。長崎税関においては鑑査の事務を業務部において行なっておりますが、鑑査事務の重要性にかんがみ、責任体制の明確化、閏税行政の充実強化をはかるため、長崎税関に鑑査部を設置しようとします。

最後は、定員に関する規定であります。税関の

事務量の増加に伴う第一線税關職員の増員百四人、国税事務の円滑な執行をはかるための国税職員の増員二百人、造幣局一人、合計三百五人を増員しようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案
経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のよう改正する。

第五条中「五局」を「六局」に、「調整局」を「調整生活局」に改める。

第七条中第六号から第七号の二までを削り、第八号を第六号とし、同条第九号中「総合調整に属すること」の下に「(他局の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(国民生活局の事務)

第七条の二 国民生活局においては、左の事務をつかさどる。

一 国民の合理的な生活水準及び生活構造の策定並びに国民生活の安定及び向上に関する基本的な経済政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

二 一般消費者の保護に関する基本的な経済政策及び計画の総合調整に関すること。

三 生活環境の整備その他国民の日常生活の改

善に関する基本的な経済政策及び計画の総合調整に關すること。

四 物価に關する基本的な政策の企画立案及び総合調整に關すること。

五 長期経済計画に關する関係行政機関の重要な政策及び計画であつて、国民生活の安定及び向上並びに物価に關するものの実施に關する総合調整に關すること。

六 国民生活研究所に關すること。

第十二条第一項中「三人」を「一人」に改める。

第十四条第一項の表中國民生活向上対策審議会の項を次のように改め、國民經濟計算審議会の項を削る。

内閣総理大臣又は関係各大臣の諸間に応じ、国民生活の安定及び向上に關する基本的な経済政策及び計画等に關する重要な事項を調査審議し、並びにこれらの大臣に意見を述べること。

国民生活審議会

第一項第三項を削る。

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 経済企画庁の定員は、改正後の第十五条の規定にかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、五百九十二人とする。

昭和四十年二月九日印刷

昭和四十年二月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局